

有明スポーツセンター 屋内プール水泳教室溺水事故について

公益財団法人江東区健康スポーツ公社

溺水事故の状況

(1) 事故の概要

令和2年1月9日（木）午後5時30分頃、有明スポーツセンター屋内大プールにおいて、こども水泳教室を受講中の児童（7歳、小学校1年生）が沈んでいるところを他の児童から知らせを受けた指導員により発見され、指導員らが救命措置を行うと共に、意識がないことから119番通報した。その後、病院へ救急搬送され、2日後の1月12日（日）に意識を回復した。当日の受講生は47名、指導員は4名で泳力別に4班を編成して指導にあっていた。児童は、初心者班の第4班（14名）に入った。

児童の身長は117cm、出発地点より6～7メートル付近で沈んでいるところを発見された。

なお、プールの深さは両端1.20メートルから中心に向かって傾斜して、中心地（12.5メートル付近）は1.30メートルとなっている。

(2) 児童の状況

児童は、健康状態は良好であり、本件事故当日の体調についても、保護者及び開講前に行った指導員による確認において、不調な様子は認められていない。

また、潜在的な疾患等の可能性については、保護者から水泳教室受講申し込み時に提出される持病等ない旨の誓約書により確認している。

さらに、救急搬送先の医師からも、疾患等の可能性は否定されているとのことである。

(3) 事故状況・原因等

・令和2年1月9日は、第3期教室初日で、児童は14名の受講生の第4班に入っていた。

・第4班では、水に慣れていない4名と、慣れている10名に分けられ、児童は10名に所属した。

・当該10名は、ボビングの練習をしており、指導員から、自信のある者は、12.5メートル付近に置かれた赤台を目指して練習しようと呼びかけられた。

当時の児童の身長は、117cmで、身長よりも深い場所への誘導であったが、指導員は、その後、およそ10分間、児童10名から目を離し、常に監視状態ではなかった。

- ・児童は、出発地点から6～7メートル先の付近に沈んでいるところを発見された。

- ・児童が溺水した時間の後に、ボビング練習から次のビート板を用いた練習に移ろうとした際にも児童の点呼を行わず、これが、溺水した状態の児童の発見の遅れにつながった。

- ・ビート板の練習をはじめた他の児童からの指摘を受け、指導員が溺水した児童を発見した。この時点で溺水から既に一定の時間が経過しており、当該児童は意識不明の状態であった。

以上のことから、児童に対して十分に安全監督の目・意識が行き届いていないとは言えない状況であり、本件事故発生原因は、十分な指導体制ではなかったことに加え、安全監督を怠ったことが挙げられる。

以上